

事 務 連 絡
平成22年12月10日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」
の送付について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行等に伴い、標記について、別添のとおり改正しましたので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な施行に特段の御配慮をお願いします。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 企画法令係 電話：03-5253-1111（内線 3046・3148）
--

新旧対照表

介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（改正部分のみ抜粋）

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>介護給付費等に係る支給決定事務等について （事務処理要領）</p> <p>第1 支給決定等の実施主体 （略）</p> <p>第2 支給決定事務</p> <p>I 支給決定の概要</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対象となる障害者等</p> <p style="margin-left: 2em;">障害者自立支援法における障害者及び障害児とは、次に掲げるとおり、いわゆる身体障害、知的障害又は精神障害の3障害に該当する者をいう。各障害者又は障害児の具体的な定義は各障害者福祉法の定めるところによるが、身体障害者を除き、支給決定を行うに際し、障害者手帳を有することは必須要件ではない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（1）障害者（法第4条第1項）</p> <p style="margin-left: 4em;">ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者</p> <p style="margin-left: 4em;">イ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者</p> <p style="margin-left: 4em;">ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害</p>	<p>介護給付費等に係る支給決定事務等について （事務処理要領）</p> <p>第1 支給決定等の実施主体 （略）</p> <p>第2 支給決定事務</p> <p>I 支給決定の概要</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対象となる障害者等</p> <p style="margin-left: 2em;">障害者自立支援法における障害者及び障害児とは、次に掲げるとおり、いわゆる身体障害、知的障害又は精神障害の3障害に該当する者をいう。各障害者又は障害児の具体的な定義は各障害者福祉法の定めるところによるが、身体障害者を除き、支給決定を行うに際し、障害者手帳を有することは必須要件ではない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（1）障害者（法第4条第1項）</p> <p style="margin-left: 4em;">ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者</p> <p style="margin-left: 4em;">イ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者</p> <p style="margin-left: 4em;">ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害</p>

者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者

なお、高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、(3)により、精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となる。

(2)・(3) (略)

II～VI (略)

VII 支給決定

1～4 (略)

5 訓練等給付に係る支給決定

(1) 基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

※ いわゆる「暫定支給決定」は、当該事業が支給申請に係る障害者に適したものであるかどうかをあらかじめ評価（アセスメント）するための期間（暫定支給決定期間）に係る支給決定であるが、法制上は特別の支給決定ではなく、主に評価を目的とした短期間の支給決定を指す。

※ 訓練等給付費の支給決定に当たっては、障害程度区分の認定は行わないこととしているが、自立訓練については、認定調査項目に係る調査を基に、サービス利用の優先度の参考となるスコアを算出し、待機期間と併せ、適

者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者

(2)・(3) (略)

II～VI (略)

VII 支給決定

1～4 (略)

5 訓練等給付に係る支給決定

(1) 基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

※ いわゆる「暫定支給決定」は、当該事業が支給申請に係る障害者に適したものであるかどうかをあらかじめ評価（アセスメント）するための期間（暫定支給決定期間）に係る支給決定であるが、法制上は特別の支給決定ではなく、主に評価を目的とした短期間の支給決定を指す。

※ 訓練等給付費の支給決定に当たっては、障害程度区分の認定は行わないこととしているが、自立訓練については、認定調査項目に係る調査を基に、サービス利用の優先度の参考となるスコアを算出し、待機期間と併せ、適

<p>宜支給決定の参考とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 支給決定事項等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定に係る具体的な取扱い</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 児童デイサービスの利用年齢に関する特例 (法第31条の2)</u></p> <p><u>児童デイサービスについては、18歳未満の障害児を対象としているが、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、20歳に達するまで利用することができる特例を設けている。</u></p> <p><u>市町村は、以下の点に留意して支給決定等を行うこととする。</u></p> <p><u>① サービスを利用する場合の申請は、当該障害児本人が行うものであること。</u></p> <p><u>② 支給決定に当たって、利用年齢の特例を必要とするか否かについて判断が困難な場合には、市町村審査会又は身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは児童相談所に意見を求めることができるものであること。</u></p> <p><u>③ 当該障害児が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、支給決定は行わないものであること。</u></p> <p>7～13 (略)</p> <p>VIII～X (略)</p> <p>第3～第9 (略)</p>	<p>宜支給決定の参考とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 支給決定事項等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定に係る具体的な取扱い</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>7～13 (略)</p> <p>VIII～X (略)</p> <p>第3～第9 (略)</p>
---	--